

## 公益財団法人 千葉県産業振興センター広告掲載基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、公益財団法人千葉県産業振興センター（以下「センター」という）の定める広告掲載要綱第4条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否はこの基準に基づき判断を行うものとする。

### (広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 センターの広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を有するものでなければならない。

### (個別の基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

### (規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融、たばこ、ギャンブルに係るもの
- (4) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (6) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (7) 各種法令に違反しているもの
- (8) 行政機関からの指導等を受け、改善がなされていないもの

### (掲載基準)

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
  - イ 肖像権、著作権を侵害しているおそれがあるもの
  - ウ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
  - エ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
  - オ センターの円滑な事業運営に支障をきたすもの
  - カ 公の選挙又は投票の事前活動に該当するもの

- キ 宗教団体による布教活動を主目的とするもの
  - ク 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
  - ケ 社会的に不適切なもの
  - コ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとし、次のいずれかに該当するもの
- ア 根拠のない表示や誤認を招くような誇大広告の禁止（根拠となる資料を要する）  
例：「世界一」「一番安い」等
  - イ 射幸心を著しくあおる表現の禁止  
例：「今が、これが最後のチャンス」等
  - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していること
  - エ 虚偽の内容を表示するもの
  - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
  - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
  - キ 責任の所在が明確でないもの

（WEB ページに関する基準）

第6条 WEB ページへの広告に関しては、WEB ページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしている WEB ページの内容についてもこの基準を適用する。

（広告表示内容に関する個別の基準）

第7条 具体的な表示内容等については、掲載の都度、当該広告媒体主管の課が該当する事業について適正かを検討し、判断することとする。判断した上で、内容の訂正・削除等が必要な場合には広告主に依頼することとし、広告主は正当な理由がある場合以外は訂正・削除等に応じなければならない。

（その他）

第8条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が別途定める。

附則

（施行期日）

この基準は、平成18年5月25日から施行する。

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

この基準は、令和6年4月1日から施行する。